児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 17 日
こども家庭庁
支援局虐待防止対策課

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案について、令和８年１月 20 日（火）から同年２月 18 日（水）まで御意見を募集したところ、計１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	「認定法人を潰すつもりだ」としか思えない。 「こども家庭庁長官」は、全く児童福祉の資格・経験を持たない政治家だろう。 そんな人間に、資格者の直接認定が出来るとは思えない。	今般の改正は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第５条の２の８に規定する審査・証明事業の業務について、同規則第５条の２の 12 第１項に規定する認定を受けた審査・証明事業を実施する者が実施することを前提としたうえで、当該業務を安定的に実施するため改正を行うものです。